**整備基準見直しの内容（案）【前回検討会議からの変更点】**

資料２

１　整備基準の内容について

（１）便所

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修正欄 | 前回内容 | 修正内容 | 理　　由 |
| 整備基準（１）[望ましい水準]欄 | 「障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房」 | 「オストメイト対応便房」 | 解説欄に「オストメイト対応便房」の表現があるため。 |
| エ　便房の構造[望ましい水準]欄 | 「建物内にみんなのトイレを複数設置する場合には、そのうち１以上は」 | （削除） | 現行の表記は、複数設置しない場合でも望ましい水準としているため、現行の表記に戻す。 |
| 「介護用のベッド」 | 「大人用介護ベッド」 | 大人が対応できるサイズのベッドであることを明確にする。（前回検討会による） |
| ク　水洗器具[整備基準]欄 | 「ただし、幼稚園及び保育所については、この限りでない。」 | （修正なし）【案の１】 | － |
| （削除）【案の２】 | 当事者団体からの意見反映。 |
| ク　水洗器具[解説]欄 | （追加） | 「汚物流し等は、高さ等が調節できる使用しやすいものを設置するよう努めること。」 | 当事者団体からの意見反映。 |
| （追加） | 「ただし書きの趣旨は、平成28年６月２日付け国住指第484号各都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知に基づくもの。」【案の１】 | 見直し理由を明確にする。 |
| （追加） | 「幼稚園及び保育所については、平成28年６月２日付け国住指第484号各都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知に基づき、利用実態等を踏まえ、水洗器具を設置しない場合も考えられる。」【案の２】 | 団体意見を反映し、整備基準には例外規定を設けず、解説欄で補足。 |
| （追加） | 「幼稚園及び保育所とは、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育をいう。」 | 対象施設を明確にする。 |

（２）視覚障害者誘導用ブロック

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修正欄 | 前回内容 | 修正内容 | 理　　由 |
| ア　視覚障害者誘導用ブロックの敷設[整備基準]欄 | 「小規模な建築物や利用者が特定される建築物等で、受付等から建物出入口を容易に視認でき、人的誘導等がある場合」 | 「用途面積が200平方メートル未満の小規模な建築物の直接屋外に通ずる主要な出入口から案内所までの経路で、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、介助がある場合」 | ・「利用者が特定される建築物等」の定義が明確でないため削除。当事者団体からの意見反映。・誘導用ブロックを敷設しない区間が明確になるよう「直接屋外に通ずる主要な出入口から案内所までの経路」を明記。・「人的誘導等」を明確化するため「介助」に修正・統一的な運用を図るため及び別表第２の　　１、４の項（２）ただし書きの記載との整合性を図るため。 |
| ア　視覚障害者誘導用ブロックの敷設[解説]欄 | （追加） | 誘導用設備として有効な床面での配慮の具体例として「突起の高さ2.5ミリメートルの屋内用誘導用ブロック、誘導用マット」を明記。 | ・具体例を列記し、統一的な運用を図るため。・当事者団体からの意見反映。 |
| （追加） | 介助があるため誘導用ブロックを敷設しない場合は、その旨を表示するよう努めること。 | ・施設の職員等に周知を図り、介助の担保の一つとする。 |

２　整備基準の運用について

* 県ホームページで適合施設、遵守施設（ただし書き適用施設）、みんなのトイレ整備に関する情報提供を行う根拠として、条例施行規則に県が情報提供に努めることを明記した。
* 情報提供（公表）することについて、別途、規則以外で様式を作成する。